

今治市玉川艇庫使用について

□ 使用の手続

◇使用の申し込みは（所定の用紙に必要事項を記入し）今治市営スポーツパーク管理事務所若しくはスポーツ振興課で受け付けます。

◇受付時間は、スポーツパーク管理事務所（年末年始を除いた午前9時から午後10時までです。）スポーツ振興課（土日祝祭日を除いた午前8時30分から午後5時15分までです。）

◇申し込み日時は、使用日より前をお願いします。

◇艇の保管料は、申請後後日納付書を作成し送付します。銀行振り込みをお願いします。

（申請書作成の際は申請を行う方の氏名、連絡先を必ず記入して下さい。）

◇諸室の使用料は申し込みの際、前納していただきます。

◇鍵の貸出しは、艇庫前、“湖畔の里”で行います。（TEL：0898-32-6139）

（午前9時から午後5時30分までです。施設使用が時間を過ぎる場合は、施設使用簿を記入した後に、鍵の返却箱へ返却し返却ボックスを施錠して下さい。湖畔の里の定休日は、月曜日、年末年始となります。）

◇定休日の場合は、スポーツパークで鍵の貸出しを行います。（TEL：0898-35-4111）

□ 施設の使用

◇艇庫の1階トイレは公衆トイレも兼ねた作りとなっており、外からも内からも入れるようになっています。艇庫管理事務所内の利用終了後は必ずトイレの内鍵を確認し退出してください。

◇艇庫の清掃、トイレの清掃についてのご協力をお願いします。

◇ボート出庫、格納時は、ヘルメットを着用し安全に充分注意し作業を行ってください。

◇ボート格納用ホイスト取扱いについて、ホイスト使用終了後は、滑車（フック）を地上2m以上に巻き上げ停止させ、通路の中央部にホイスト本体を停止させ、操作リモコンの電源を切り帰ってください。

※注意1 荷を吊る場合、吊り荷のバランス、確実な玉掛け、吊り荷の落下防止に充分注意してください。

※注意2 吊り荷の下には絶対に入らないでください。

今治市 教育委員会

スポーツ振興課（TEL：0898-36-1604）

別表第5（第9条、第18条の4関係）

玉川艇庫

| 施設区分 | 使用区分 | 使用時間 | 使用料 | |
|------|------------|----------|----------|------|
| 艇保管室 | 全長9m以下 1艇 | 1箇月につき | 600円 | |
| | | 1年につき | 5,000円 | |
| | 全長11m以下 1艇 | 1箇月につき | 1,200円 | |
| | | 1年につき | 10,000円 | |
| | 全長15m以下 1艇 | 1箇月につき | 1,800円 | |
| | | 1年につき | 15,000円 | |
| 選手控室 | 1室 | 1時間までごとに | 200円 | |
| | 冷暖房施設 | 1室 | 1時間までごとに | 120円 |
| 会議室 | 1室 | 1時間までごとに | 700円 | |
| | 冷暖房施設 | 1室 | 1時間までごとに | 420円 |
| 器具 | 電源コンセント | 1口 | 1日 | 200円 |

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 使用の開始又は中止が月の中途になるときは、使用を開始した月の初日から使用し、使用を中止した月の末日に使用を終了したものとみなす。
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する